

# 蛍光灯の中間処理を始めました

(株)リサイクルクリーンは蛍光灯破砕機を導入し、蛍光灯の中間処分処理を始めました



大川工場に設置された密閉式蛍光灯破砕処理機



リサイクルクリーンはこれら世の中の状況変化に対応するため、蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)の処分許可を取得し、お客様のニーズに応じていきます。今後、蛍光灯の適正な処理をお考えの皆様は、是非当社での処分をご検討下さい。

取扱品目  
直管蛍光灯  
環形蛍光灯



## 蛍光灯の取扱いについて

### 【水銀に関する水俣条約】

水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないために、日本は地球規模の水銀汚染の防止を目指すために水俣条約を締結し、発効しております。



平成29年10月1日以降 蛍光灯について、産業廃棄物としての新たな対応が必要になっております。

今後、蛍光灯は「水銀使用製品産業廃棄物」として扱わなければなりません。

Point



リサイクルクリーン® TEL.053-925-1366

〒431-3314 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣41  
FAX.053-925-6030 E-mail info@recycle-clean.co.jp